議案第100号

飛騨市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月29日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

農地利用最適化推進委員の定数を変更するための改正

飛驒市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市農業委員会に関する条例(平成27年飛驒市条例第44号)の一部を次のよう に改正する。

第3条中「15名」を「14名」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に在任する農地利用最適化推進委員は、その任期満了の 日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。
- 3 前項の規定により、なお従前の例により在任するものとされる農地利用最適化 推進委員が在任する間の同委員の定数は、なお従前の例による。

飛騨市農業委員会に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現行	改正案
第1条~第2条 略	第1条~第2条 略
(農地利用最適化推進委員の定数)	(農地利用最適化推進委員の定数)
第3条 法第18条第2項に規定する農地利用最適化推進委員の定数 は、 <u>15名</u> とする。	第3条 法第18条第2項に規定する農地利用最適化推進委員の定数 は、 <u>14名</u> とする。
以下 略	以下 略

条例関係議案要旨

議 案 名	飛騨市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例について	
担当部	農林部	
提案理由	由 農地利用最適化推進委員の定数を変更するための改正	
制定改廃	農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号。以下「政令」	
の根拠等	という。) 第8条の規定に基づく農業委員会の推進委員の定数の基準に	
	適合した定数とするための改正	
条例の	農地利用最適化推進委員について、政令において定められた基準に適	
概 要	合した定数に改めるもの。 (第3条関係)	
	現 行 15名 → 改正後 14名	
	政令による算定基準 令和2年時点農地面積1,400ha/100=14	
	(令和2年耕地面積調査上の数値)	
	なお、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第18条第3	
	項において、定数の変更は推進委員の任期満了の場合でなければ行うこ	
	とができないとされていることから、任期満了日である令和4年6月30	
	日以前に改正するものである。	
市民への	法令の基準に基づいた定数の改正であり、市内の耕作面積に対する推	
影響等	進委員数の割合に変更はないことから農業者への影響はない。	
施行日	令和4年1月1日	
備考		